

中間前金払に係る事務取扱要領

制定 平成 21 年 4 月 1 日 成国調管第 2016 号

改正 2024 年 3 月 28 日 2023 年度 財調管第 1846 号 (ア)

1 趣 旨

中間前金払とは、工事着工時に支払う請負代金額の 10 分の 3 以内の前払金の支払を受けた後、工事の中間段階にさらに請負代金額の 10 分の 1 以内を前払金として支払うもので、請負者は、前払金として請負代金額の最大 10 分の 4 まで受け取ることができるものである。(ア)

2 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲

中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、1 件の請負代金額が 10 億円以上で工期が 18 ヶ月以上の工事で、次の要件のすべてに該当する工事とする。ただし、契約当初に部分払及び出来形払を実施する旨の約定をしたものを除く。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が概ね行われていること。
- (2) 工事の進捗額が、当該請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。なお、材料費に相当する額は、工事現場で使用又は搬入されたものに限りこと。

3 中間前金払の割合

工事前払金と合算して請負代金額の最大 10 分の 4 に達するまでの割合以内とする。(ア)

4 中間前金払に係る認定

- (1) 工事を担当する検査員（以下「検査員」という。）は、請負者から中間前金払に係る「認定請求書」（別記第 1 号様式）が提出されたときは、2 の（1）から（2）に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうか認定するものとする。なお、認定請求書には、工事請負契約条項（以下「契約条項」という。）第 11 条の規定による履行報告書を添付させるものとする。
- (2) 検査員は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、契約条項第 11 条の規定による履行報告書、工程表及び全景写真（以下「認定資料」という。）により行うことができるものとする。この場合において、工事現場に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。
- (3) 検査員は、前 2 号による認定の結果、妥当と認めるときは、「認定調書」（別記第 2 号様式）を 2 部作成し、1 部を請負者に交付し、他の 1 部を保管するものとする。

5 中間前払金の支払の請求

請負者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、認定調書については添付を要しない。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 2024 年 3 月 28 日 2023 年度 財調管第 1846 号）(ア)

本要領は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>成田国際空港(株) 部 (検査員) 様</p> <p>請負者 住 所</p> <p>氏 名 印</p>	

注) 認定資料として、履行報告書を添付いたします。

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを（認定する。・認定しない。）</p> <p>年 月 日</p> <p>(請負者) 様</p> <p>成田国際空港(株) 部 検査員 印</p>	

(注) 「摘要」欄には、参考までに下記の状況を記載すること。

- (1) 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が概ね行われているか。
- (2) 工事の進捗額が、当該請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであるか。

《参考》

公 募 条 件

1 中間前金払について

請負代金額が10億円以上で工期が18ヶ月以上の工事については、中間前金払を請求できる。

2 中間前金払の請求

中間前金払に係る認定の請求は、前金払の支払を受けた場合であって、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が概ね行われ、工事の進捗額が当該工事に係る請負代金額の2分の1以上の額に相当するものである場合に行うものとする。ただし、部分払及び出来形払を行う旨の約定をしたものを除く。